

臨時的任用教員の勤務条件等について

福島県教育委員会
特別支援教育課

(注) ※記載内容については、今後変更される場合もあります。
※任用期間等により取扱いが異なる場合があります。
※期限付養護教諭、期限付実習助手は、(1)常勤講師に準じます。

(1)常勤講師

2018/10/20現在

勤務時間	週当たり38時間45分(ただし、校長が定めた勤務時間の割り振りにより変更有り)
休憩時間	45分(校長が定めた勤務時間の割り振りにより変更有り)
週休日・休日	日曜日及び土曜日・休日(国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日までの日)
休暇等	年次有給休暇…採用月数に応じて付与、病気休暇、特別休暇(忌引休暇、夏季休暇等)
給料(月額)	基本給与 大学新卒(4年制)の場合 209,248円(1級21号給) (平成30年度)
諸手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等 退職手当(勤続期間が6か月以上の場合)
支払方法	毎月21日に支給(原則)
昇給	なし ※任用の都度、給料月額が決定されます
期末・勤勉手当	6月及び12月に支給
退職手当	一般の退職手当は、原則として、退職日から1か月以内に支給されます。失業者の退職手当は、勤続期間が12か月以上で退職した者で、失業状態にある者のうち、一定の条件に該当する場合に支給されます。
公務災害	地方公務員災害補償法の適用あり
社会保険	当初の任用期間が2月を越える場合は、任用初日から加入

(2)非常勤職員

①時間講師	
勤務日	校長が定めます
勤務時間	校長が定めます
休憩時間	1日の勤務が6時間を超える場合は、45分とし、校長が定めます
有給休暇	年次有給休暇 週当たりの勤務日数により付与 最大10日(任用期間が6月以上の者)
報酬	時間単位 2,570円 (平成30年度)
附加報酬	通勤手当に相当
支払方法	当該月の報酬は、翌月の7日に支給(原則)
昇給	なし
期末・勤勉手当	支給されません
退職手当	支給されません
公務災害	労働者災害補償保険法の適用あり
社会保険	国民健康保険等に参加
②特別非常勤講師(看護師)	
勤務日	年42週 210日とし、実情に応じ校長が定めます
勤務時間	1週間につき29時間以内、1日につき7時間45分以内とし、校長が定めます
休憩時間	1日の勤務が6時間を超える場合は、45分とし、校長が定めます
有給休暇	年次有給休暇 10日(任用期間が6月以上の者)
報酬	時間単位 1,990円(平成30年度)
附加報酬	410円を上限とします
支払方法	毎月7日に支給(原則)
昇給	なし
期末・勤勉手当	支給されません
退職手当	支給されません
公務災害	労働者災害補償保険法の適用あり
社会保険	厚生年金保険等に参加